

庁議記録

日 時 令和元年10月23日（水）

15:15～15:45

場 所 テレビ会議室

【土屋副知事】

ただいまから、庁議を開催いたします。

それでは議事に入ります。まずは、総合政策部長から「日米貿易協定の合意に伴う北海道における影響中間取りまとめ(案)について」説明をお願いします。

【総合政策部長】

総合政策部であります。私からは中間取りまとめ案について、概略をご説明させていただきます。

ご承知のとおり、日本と米国との貿易交渉については、本年9月26日に最終合意、今月7日に協定への署名がなされたところです。この合意に伴う北海道への影響について、関係各部の皆さんとともに、定性的な評価の取りまとめを行いましたので、その内容についてご説明します。

最初に、別添資料1-2をご覧ください。先週18日に、国から、暫定版ではありますが、「日米貿易協定による農林水産物の生産額への影響試算」として、全国ベースの数値が公表されたところでございます。道としては、現在この試算結果や試算方法を精査しているところでございまして、最終的に道内への影響額を試算したいと考えておりますが、本日は「定性的な評価」を「中間取りまとめ」として整理をさせていただいてるところでございます。

なお、個別の品目については関係部長から 資料1-1に基づきまして説明頂きますので、私からは、全体についてご説明します。

では、資料1-2「中間取りまとめ」の1ページをご覧ください。

日米貿易協定の概要の、「1 経緯」については、去る9月27日の対策本部会議でも申し上げましたが、昨年の9月26日に、日米首脳会談において、交渉を開始することで合意され、その後、度重なる会談を経て、今月7日に協定署名に至ったところです。

1ページ目の下段、中間取りまとめの内容についてですが、この度の合意につきましては、コメが除外されるとともに、全ての林産品・水産品などについて、譲許せず、つまり現在設定をされている関税率を下げないとされている一方で、牛肉などについては、TPPと同内容の関税撤廃・削減が設定されるなど、本道農業や地域経済への影響が懸念されるところです。

他方で、米国における関税の撤廃等によりまして、輸出に向けた取組の拡大も期待されることから、今回想定される北海道における影響や効果などについて、定性的な取りまとめを行ったものです。

取りまとめた項目につきましては、合意されている農産物を中心に行いまして、それ以外の品目等については、今後とも情報の収集に努めていくこととしております。

また、取りまとめに当たりましては、国の公表資料を精査するとともに、関係団体の皆様からのご意見も参考にしているところでございます。

最後に、今後の対応についてですが、別添資料2をご覧ください。これにつきましては、去る10月1日に国が決定いたしました、「総合的なTPP等関連政策大綱改定に係る基本方針」であります。下線で記載しておりますとおり、国においては本年秋を目途に「総合的なTPP関連政策大綱」を改訂し、今後の対策を取りまとめることとしてございます。道といたしましては、この度の中間取りまとめを踏まえ、必要な対策について、国に対して要請を行うとともに、必要な施策を展開してまいりたいと考えています。

【土屋副知事】

この件について、農政部長からお願いします。

【農政部長】

それでは私から、主な品目への影響のうち、農産品について説明いたします。資料1-1をご覧ください。

まず、輸入のうち、小麦、甘味資源作物、脱脂粉乳・バターについては、現行の国家貿易制度や糖価調整制度が維持されましたことから、輸入増加や特段の影響は見込み難いと考えております。

なお、小麦については、政府が輸入する際に徴収するマークアップが削減されることに伴い、国産価格の低下が懸念されます。

次に、牛肉と豚肉については、長期の関税削減期間が確保され、輸入急増に対するセーフガードが措置されておりますが、長期的には、競合する国産品の価格の低下が懸念されます。

次に、ホエイ、チーズは、長期の関税撤廃期間が確保され、ホエイではセーフガードが措置されておりますが、関税の撤廃に伴い、競合する国産品の価格の低下や輸入増が懸念されます。

なお、牛肉、豚肉及びホエイのセーフガードに関しましては、TPP11協定のセーフガードの修正が必要と考えております。

続いて、輸出ですが、ながいも、メロンは、関税が撤廃あるいは段階的に削減されることから、輸出の増加が期待されます。牛肉につきましては、複数国枠へのアクセスが確保され、実質的に輸出枠が拡大しており、輸出の増加が期待されます。日本酒、ワインは、地理的表示の保護に向けた検討などの非関税措置が約束され、道産酒類の販路拡大を有利に進められる可能性があるものと考えています。

なお、影響の詳細につきましては資料1-2に記載しておりますので後程ご覧ください。以上でございます。

【土屋副知事】

次に、経済部長からお願いします。

【経済部長】

経済部から商工業分野の影響について補足をさせていただきます。

資料1-1の輸入の一番下、ワイン、加工調製品、菓子でございますが、米国から日本への輸入につきましてはワインの関税が段階的に7年目に撤廃されるほか、スパゲティなどの小麦の加工調製品や、ビスケット、クッキーなど一部の菓子の関税が、段階的に削減や撤廃がなされることになっております。こうした品目では、米国産製品との競合による国内販売の減少などが懸念されているところです。

このため、道では、道産加工食品の競争力強化に向けて、フード塾やワインアカデミーによる人材育成のほか、どさんこプラザを活用したマーケティング支援などの取組によりまして、品質の向上やブランド力の浸透、付加価値の高い商品開発推進などに取り組んでまいります。

また、輸出でございますが、資料1-1には工業製品が出ておりませんが、資料1-2の10ページに掲載されております。日本から米国への輸出につきましては、工業製品に関しましては、貿易量が多い品目を中心に関税の撤廃や削減がされることになっております。

北海道への直接的な大きな影響は想定されておりましたが、この対象には工具や蒸気タービンの部品など、現在道内から米国へ輸出している品目も含まれておりますので、引き続き動向を注視してまいります。以上です。

【土屋副知事】

この件に関して他にご発言ございますか。

なければ知事からお願いいたします。

【知事】

前回の本部会議において、私から、日米貿易協定の合意内容について、農林水産業をはじめ各産業や地域経済、道民の皆様の生活にどのような影響や効果があるのかについて、直ちに把握に努めるよう指示したところであります。影響額試算についても、取りまとめに向けて作業を進めてもらっているところです。

ただいま、各部長から説明がありましたとおり、この中間取りまとめに掲げた品目は、いずれも、本道産業の持続的な発展に不可欠なものでありまして、例えば、ナガイモやメロンなど、米国側の関税削減により、輸出拡大に向けた追い風となる品目がある一方で、牛肉や豚肉など、国内流通への影響が懸念される品目もあります。

いかなる国際環境下にあっても、本道の農林水産業が再生産を確保し、生産者をはじめ関係の皆様方が希望を持って経営に取り組めることが重要でありますことから、守るところはしっかりと守り、「攻め」の部分については積極的に対策を進める必要があると考えております。

引き続き、関係団体や地域の声をしっかりとお伺いし、緊密に連携しながら、生産を支える基盤づくりをはじめ、ブランド力の向上や道産農林水産物の輸出拡大など、道自らが積極的な施策の展開に努めることはもとより、国に対しても、働きかけをしっかりと行っていきたいと思いますので、皆さん、それぞれよろしくお願い申し上げます。

私からは以上です。

【土屋副知事】

次に、議題の2でございます。環境生活部長から東京2020オリンピック及びプラスチックごみ問題の2件続けてお願いします。

【環境生活部長】

環境生活部から2件お話をさせていただきます。

まず、先週、大きなニュースとなりました、東京オリンピックのマラソン・競歩会場の札幌への変更提案に関する対応につきまして、ご報告させていただきます。

まず、経緯ですが、先週16日の水曜日に、国際オリンピック委員会が、東京オリンピックの暑さ対策として、マラソン・競歩の競技会場を札幌に移すことを検討していることを、公式ホームページ上で発表しました。IOCは、10月30日から11月1日に開催する調整委員会で、東京都や国際陸連などと議論する機会を持つこととしております。

この間、札幌市とは、10月17日に実務者会議を開催しており、10月18日には、組織委員会に対して、決定される場合には、事前に打診などがあるのか、既に決定している事項など、正確な情報提供などを照会しましたが、現時点において、明確な回答はないという状況でございます。

続きまして、東京オリパラ大会の日程についてですが、オリンピックは7月24日から8月9日までの、17日間、競技実施スケジュールとしては、札幌開催が決まっているサッカーの男女予選10試合が、7月22日から29日まで、札幌ドームで実施されます。

今回、IOCから提案のありましたマラソン・競歩の日程につきましては、7月31日から8月9日までの5日間となっています。

また、パラリンピックは、8月25日～9月6日までの13日間開催される予定です。

次に、東京オリパラ大会に向けた道のこれまでの取組としては、まず、サッカー予選の札幌開催に伴いまして、組織委員会主催の各種会議に参加し、開催に向けた調整を進めています。

また、庁内会議であります、北海道「東京オリンピック・パラリンピック」プロジェクトによりまして、各種のPR機会や取組を共有することで、大会への食材供給や観光PR、文化発信などの連携を促進し、波及効果の取り込みを進めているところです。

この他、聖火リレーの準備、機運醸成を進めますとともに、ホストタウン登録・事前合宿を促進するほか、国に対して、開会式等を活用したアイヌ文化の発信とウポポイへの誘客促進や道産食品の活用などを

要望しております。

今後、仮にマラソン・競歩会場が、札幌に変更された場合には、開催へ向けた対応とともに、波及効果の取り込みの新たな機会が生まれてくると考えております。

引き続き、東京オリパラ大会の成功に向けて、庁内の連携を一層図りながら、取り組んでまいりたいと考えておりますので、各部におかれましても、ご協力よろしくをお願いいたします。

続きまして、プラスチックごみ対策についてでございます。最近注目されてきているプラスチックごみ問題への対応に関し、資料3-1にございますとおり、道職員の率先行動について、9月上旬に各部局にお願いをしております。

また、業界団体と連携し、今月中旬から順次、道内約3千のコンビニのレジに、レジ袋削減を呼びかけるポップ表示を設置したほか、本日、資料3-2のとおり知事メッセージを発出し、道民の皆様に取り組む呼びかけております。

こうした呼びかけに先行して、民間でも様々な取組がおこなわれておりますが、今週25日、金曜日に倶知安町で開催される「G20観光大臣会合 地元主催歓迎レセプション」の会場であります「ヒルトンニセコビレッジ」では、紙ストローへの転換や会議等での水の提供時にペットボトルを使用しない、リサイクル可能で、さらに生分解性プラスチックを用いたボトルを使用しているということでございます。

今回のメッセージに掲げた取組を、広く道民の理解を得て浸透させていくためには、まず、道自らの率先した取組が重要であります。改めて各部局の御理解・御協力をお願いいたします。

なお、こうした取組につきましては、ペットボトルやプラスチック製品を「排除」することが目的ではなく、「使いきり」いわゆるワンウェイプラスチック製品をできるだけ使わず、使用後は適正に処理するなど「プラスチックとの賢い付き合い方」を一人一人が意識して取り組むきっかけづくりを意図したものでございまして、各部局においても、可能な範囲で取組を進めていただきたいと思います。以上でございます。

【土屋副知事】

この2件に関して何か発言はございますか。

では、知事からお願いいたします。

【知事】

東京2020オリンピックのマラソン・競歩についてであります。連日ニュースなどになっているわけですが、今後、IOC、東京都、組織委員会等で詳細が協議されるということでもあります。

もし実現すれば、これは北海道、札幌を世界に発信する大変貴重なチャンスになると思っております。

道としては、今後の協議の推移を見ながら、札幌市としっかりと連携をして万全の体制で臨んでいきたいと考えています。

正式に決定をした場合については、非常に限られた時間の中で対応していくことになります。こんな前例はないと思っておりますけれども、全庁一丸となって取り組んでいかなければならないこととなるかと思っております。

今日の庁議で、皆さんと確認したいと思っておりますけれども、職員皆で協力していかなければならないと思っておりますので、仮に決定した場合については、そのような動きになっていくことについて、担当じゃないとか、そういったことは関係無く、そのような認識を全庁で持っていただきたいと思います。私からは以上です。

【土屋副知事】

次に、総合政策部長から「G20」、「教育大綱」、「Society5.0構想」の、3件続けて説明をお願いします。

【総合政策部長】

総合政策部です。3件まとめて説明させていただきます。

最初に、G20観光大臣会合の開催についてでございます。資料4をご覧ください。

まず、「開催概要」ですが、日程は明後日の10月25日と26日の両日、場所は倶知安町のニセコHANAZONOリゾートにおいて開催します。G20参加国・地域に加え、招待国の観光担当大臣をはじめ世界観光機関など国際機関の代表者の方々、約200名程度が参加する会合でございます。

会合では、世界の観光市場や各国の観光政策の動向等を踏まえながら、観光分野の世界的課題について議論することとなっております。今回は、「SDGsに対する観光の貢献」、「観光客と地域社会に貢献する観光マネジメント」、更には、「持続可能な観光を推進する技術革新」をテーマに議論を予定しています。

2ページ目をご覧ください。次に「開催スケジュール」についてでございます。初日の25日は観光庁長官を議長として高級実務者級会合が開催されます。翌26日は国土交通大臣を議長とする大臣会合が行われ、この間、地元として各種行事などを実施する予定となっております。

3ページ目をご覧ください。次に「地元における主な取組」についてでございます。まず、(1)のおもてなし・地元交流事業として、新千歳空港における地元歓迎セレモニーのほか、ニセコ町での歓迎レセプションの開催、更には高校生との交流事業などを実施することとしています。

また、(2)の地域PRとして、大臣会合の場で、知事に北海道観光についてプレゼンテーションをしていただくほか、北海道の食や観光、アイヌ文化などをPRするブースの設置や、食、観光の見所を盛り込んだエクスカージョン、食のPRイベントなどを実施して、北海道の魅力を海外に向けて発信して参りたいと考えています。

次に、4ページ目をご覧ください。(3)の開催支援として、警備体制、消防救急体制、医療体制などを整備するほか、保健衛生管理の指導強化を行うとともに、来道する各国代表団をアテンドするリエゾンとして道職員を派遣するなど、会合の成功に向けて、しっかりと対応して参りたいと考えております。

資料の中で、カッコ書きにより、関連する部局などについて記載しておりますが、例えば、北海道警察におかれましては警備体制整備に取り組んでいただいておりますとともに、関係部局の皆様にもご協力いただくこととしております。

いずれにしても、本道の魅力を広く海外に発信する絶好の機会であることから道としても実り多い国際会議となりますよう、万全の準備を進めているところであり、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

続きまして、資料5をご覧ください。『北海道総合教育大綱の改定』について説明します。

まず、教育大綱の位置付けですが、地方教育行政法により、知事が、教育に関する目標・理念や施策の根本となる方針を「大綱」として定めることとなっております。現在の教育大綱は、平成29年10月に策定し、昨年4月から施行していますが、策定以降の2年の間に、子どもたちや教育現場を取り巻く環境変化が起きている、また、新たなニーズが生じていることを踏まえ、この度、改定を行うこととしたものです。

本日、この後16時30分から知事の出席のもと開催する総合教育会議で、骨子案について協議をする予定となっております。今後、各部をはじめ、関係機関や道民の皆様に対する意見照会なども行い、今年度中に改定する予定ですので、各部の皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

また今後の具体の施策の企画・推進に関しても、各部の皆様方の協力をぜひお願いしたいと思います。これに関しては以上でございます。

最後に、資料6「北海道Society5.0構想」の策定についてでございます。

懇談会の設置の趣旨であります。国では急速に進展するICT技術を活用して実現する未来社会を「Society5.0」と位置づけ、その実現に向けた取組を加速しています。

「産業競争力の強化」や「人口減少と高齢化の進行」など、様々な課題に現在本道は直面しているわけですが、こうした課題をICT技術を活用して解決し、「活力ある北海道」の実現に向けた取組を加速する必要があるという考えから、今般、学識経験者や事業者等で構成する懇談会を設置し、概ね10年後の、ICT技術を活用した北海道の将来像についてご議論いただくこととしたところです。

懇談会では、年度末を目前に「北海道Society5.0構想」を策定し、その後、懇談会として知事にご提

言をいただくとともに、道民の皆様と将来の姿を共有しながら、取組を進めていく考えです。

なお、構想の実現に向けて、全庁各部の皆様のご協力をお願いしたいと考えております。各部の皆様におかれましては、ICT技術の各分野での活用策について、積極的なご提案をお願いいたします。

総合政策部からの説明は以上です。

【土屋副知事】

この件に関して、教育部長。

【教育部長】

総合教育大綱についてでございますけれども、ただ今、総合政策部長から説明があった通り、教育を取り巻く環境は大きく変化しております。

道教委といたしましても、本道全体の教育の根本方針であります新しい教育大綱の改定について、総合政策部と連携をしていくとともに、ICTのさらなる活用をはじめとする、新たな施策にスピード感を持って取り組みながら、広域分散型の本道において、どの地域においても幼児期から質の高い教育を提供できるよう、学力、体力の向上の取組はもとより、キャリア教育や、グローバル人材育成、いじめ、不登校への対応の充実などに取り組み、未来を担っていく本道の子もたちが、それぞれの可能性を最大限発揮し、北海道を支える地域社会の創り手となるよう、学校、家庭、地域と連携を図りながら、知事部局とともに、本道教育の充実・発展に取り組んで参りたいと考えております。以上です。

【土屋副知事】

引き続き、後志総合振興局長をお願いします。

【後志総合振興局長】

後志総合振興局です。ただ今ご説明がありました、G20観光担当大臣会合についてですが、当振興局内で開催されることから、我々といたしましても、後志の魅力を広く海外に発信する絶好の機会だととらえております。

そこで、地元の倶知安町を始めとして、管内20市町村との連携により、地域PRの実施に取り組むこととしております。

先ほどご説明がありましたけれども、まず地元主催の歓迎レセプションにおきましては、管内20市町村全てのPRブースを会場内に設置するほか、後志の食のPRとして、倶知安の二世古酒造、小樽の田中酒造などの日本酒、それから余市、仁木、ニセコなどのバラエティに富んだワイン、農作物としては、仁木のシャインマスカット、共和のらいでんメロン、倶知安のじゃがいも、真狩のゆり根といった、地域の多彩な食をしっかりとアピールしたいと考えております。

また、地域交流のエクスカージョンにおきましては、倶知安町のほか、ニセコ町、黒松内町、神恵内村、泊村、小樽市の観光施設などもお立ち寄りいただきまして、地域観光の体験、地域住民との交流をご堪能いただくこととしていただいております。

このように、G20で当地域を訪れていただく国内外の皆様を、地域を挙げた魅力溢れるおもてなしでお迎えしたいと考えているところでございます。以上です。

【土屋副知事】

ありがとうございました。他に何かご発言ございますか。

それでは最後に知事から一言お願いいたします。

【知事】

いろいろと話がありましたが、G20と総合教育大綱については、それぞれ後志総合振興局長と教育部長

から話がありましたので、私からは北海道Society5.0構想について一言申し上げたいと思います。

北海道Society5.0構想の策定にあたっては、ICT技術を活用した北海道の未来社会の姿について、あらゆる可能性を可視化して、道民の皆様と共有をしながら議論を進めることが重要だと考えています。

ICT技術を活用して新しい発想で色々なことに挑戦していきたい、そして挑戦していこうとしているのが北海道だというものを作っていきたいと思っています。

総合政策部が中心となって、各部が連携をし、道内各地様々な分野においてICT技術の実装が進展するように、一丸となってしっかりと取り組んで欲しいと思います。

また、話題は変わりますが、今般、台風19号によりまして、東日本の広い範囲で極めて甚大な被害が生じ、道からも宮城県丸森町に職員を派遣しているところであります。この件について、引き続き各部局のご協力を改めてお願いいたします。

私からは以上です。

【土屋副知事】

ありがとうございました。以上で庁議を終了いたします。

(了)